

『町制施行40周年記念式典』 盛大に開催！

受賞者代表



櫻井 彪氏



福田 富治氏



11月3日(木)、ワープ上里で『町制施行40周年記念式典』が盛大に行われ、当日は、特別表彰・一般表彰が行われ、町の発展に様々な分野で長年にわたりご尽力いただいた77名・2団体が表彰されました。

また、町制施行40周年を記念して誕生した上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」のお披露目が行われ、「こむぎっち」がステージに登場すると客席から大きな歓声が上がリ、会場は大いに盛り上がりました。

特別表彰

(順不同・敬称略)

●町政の運営について多年貢献された方

根岸 晃 伊藤 裕 高橋 仁
小暮 敏美 櫻井 彪 村田仙太郎

●産業の振興に貢献された方

一ノ瀬能一 木村 峰夫 小暮 武男
久保 宏好

●消防・水防・交通安全及び保健衛生の向上に貢献された方

岸 秀之 金井 修一 飯塚 久夫
森下 喜好 黛 浩之 関口 博之
福田 康浩 金井 利昭 増野 尚樹
内田 悦男 戸矢 幸男 天田 利浩
金杉 記明 深津 宏

●教育・文化及びスポーツの振興並びに社会福祉の向上に貢献された方

坂本 行雄 南雲 信 関根 繁樹
竹上 充孝 高橋 勝利 新井 和男
相川 豊 久保 安雄 花嶋 茂
飯島 哲也 小村 洋二 塚越 克矢
中澤 保 山脇 義人 金井 稔
杉山喜一郎 花形 宏一 相川 輝穂
大塚 駿

一般表彰

(順不同・敬称略)

●町政の運営について多年貢献された方

保坂 浩哉 福田 富治

●産業の振興に貢献された方

坂本 想一 坂本 秀男 岡村 幸雄

●消防・水防・交通安全及び保健衛生の向上に貢献された方

栗原 幸一 赤沼 裕之 須藤 秀
木谷健一郎

●教育・文化及びスポーツの振興並びに社会福祉の向上に貢献された方

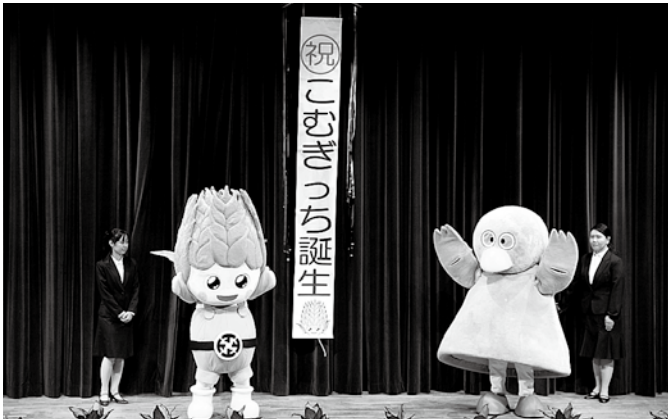
坂本 陽子 湯谷 重則 久保田達巳
松本 宏一 赤岩 伸洋 廣町 秀男
矢島 淑彦 松本 佳代 清野 祐一
安田 浩子 栗原 美鈴 岩田 直人
堀込 道子 新井 康永 田中 邦夫
高橋 茂雄

●德行卓越して町民の模範となる方

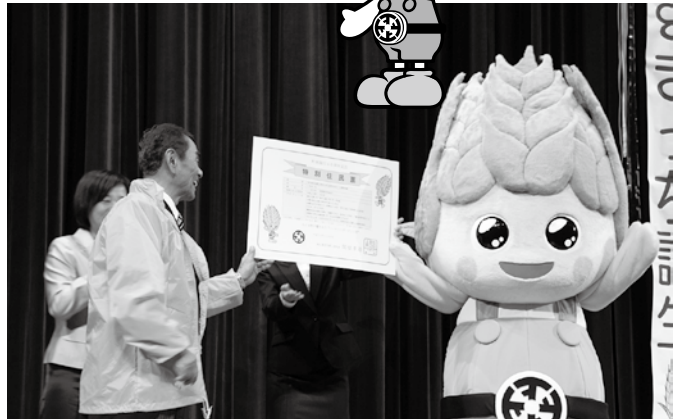
五十嵐ミサ 今野 フサ 高橋 美代
前田 まつ (故)大須田愛子
竹内清一郎 村上ゆり子 内田 安恵
福島管一郎
西原町地域安全パトロール隊
水辺の里親西原会

上里町マスコットキャラクター発表

こむぎっち お披露目



11月3日はこむぎっちの誕生日



関根町長よりこむぎっちへ「特別住民票」交付
「上里町の発展のために、一緒に頑張ろう！」

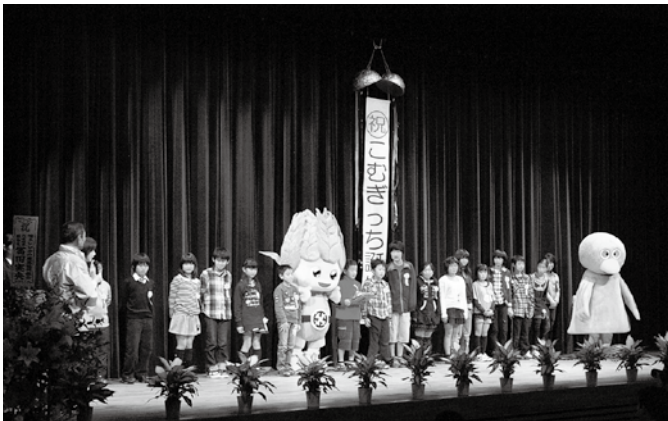
●デザイン優秀者(順不同・敬称略)

【最優秀賞】 竹本 憲司

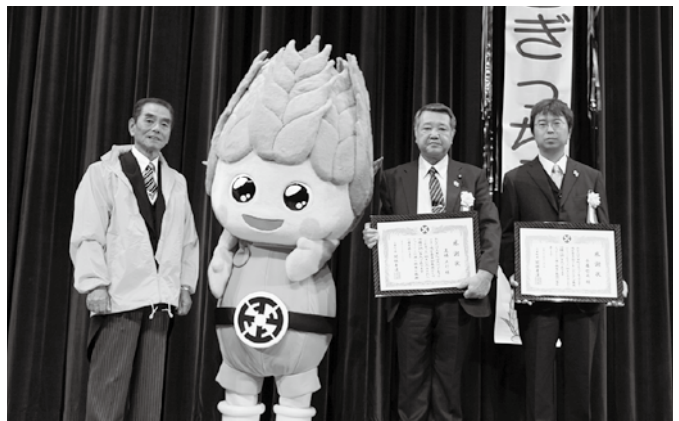
【優秀賞】 高柳 順子 塩崎 歩美 中本 竹識

●「こむぎっち」名付け親(順不同・敬称略)

武井 大	塚越 崇史	入 結香	飯塚ヒロト	引地 真彩	田代 美月
戸矢 悠雅	高橋 拓実	亀井萌々香	根岸あゆみ	塚越 綺羅	渡邊 丈晃
遠藤寿伶希	後藤 絃音	金井壮太郎	竹内 悠真	伊藤 美樹	大木 敬太



名付け親の18名の皆さんに名付け親認定証の交付



上里町マスコットキャラクター選定委員会・ワーキンググループの皆さんに感謝状の贈呈



チェロ奏者の須田千香良氏

記念コンサート



本庄第一高等学校吹奏学部

上里町人事行政の運営等の状況を公表します

町民の皆様にも、町職員の採用・退職・給与・勤務時間・その他勤務条件・研修などの状況を広く知っていただくため、次のとおり公表します。

(4) 職位別任用状況

職名	課長相当職	課長補佐相当職	計
職員数	21(0)	25(5)	46(5)

2. 職員給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

町人口 (22年度末)	歳出額 (A)	実出収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
人	千円	千円	千円	%
30,643	8,440,304	509,240	1,305,138	15.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				1人あたりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
154	574,103	69,830	204,570	848,503	5,510

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

日当手当を平成17年度より停止しています。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.2歳	331,800円	369,800円

※平均給料は平成23年4月1日における基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況

区分	月額	
一般行政職	大卒	178,800円
	高卒	149,800円

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

※()内は女性数であり内書きです。

(1) 職員の採用の状況(平成22年度)(単位:人)

一般行政職	保健師
9(2)	0(0)

(2) 職員の退職の状況(平成22年度)

(単位:人)

	事務職	技術職	保育士	合計
定年退職	5(1)	—	—	5(1)
勤奨退職	3(3)	1(0)	—	4(3)
自己都合退職	1(0)	—	—	1(0)
その他 (死亡・免職・失職)	—	—	—	—
合計	9(4)	1(0)	—	10(4)

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な 増減理由
		平成22年	平成23年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務企画	37	36	△1	事務の統廃合
	税務	19	18	△1	事務の統廃合
	民生	41	38	△3	事務の統廃合
	衛生	8	8	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	11	11	0	
	商工	1	1	0	
	土木	12	11	△1	事務の統廃合
	小計	132	126	△6	
特別行政部門	教育	20	25	5	業務増
	小計	20	25	5	
営企業等部門	水道	8	8	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	15	15	0	
	小計	28	28	0	
合計		180 [203]	179 [203]	△1 [0]	

※職員数は教育長を含む一般職に属する職員数です。

※〔 〕は条例定数の合計です。

(4) 特殊勤務手当

支給実績(22年度決算)	6千円
支給職員1人あたり平均支給年額(22年度決算)	2千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	1.6%
手当の種類(手当数)	感染症防疫業務、行旅病人処置 2手当

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	17,383千円
職員1人あたり平均支給年額(22年度決算)	131千円

(6) その他の手当

手当名	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当
内容及び支給単価	・配偶者 13,000円 ・子等 6,500円 ・扶養特定 期間加算 5,000円	・持家 3,500円 (新築5年ま で4,500円) ・借家 (限度額) 27,000円	・自動車等 2km以上 から支給 ・鉄道 (限度額) 55,000円	・課長 10% ・課長補佐 8%
国の制度との異同	同	異	同	異
支給実績(22年度決算)	18,542,500円	8,066,100円	5,723,930円	22,111,184円
支給職員1人あたり平均支給年額	220,744円	91,660円	45,070円	491,359円

(7) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等		
	()は減額措置の額	他町における 最高額/最低額	
給料	町長	777,000円 (621,600円)	931,000円/514,000円
	副町長	640,000円 (512,000円)	768,000円/461,000円
	教育長	602,000円 (511,700円)	650,000円/511,700円
報酬	議長	311,000円	452,000円/275,000円
	副議長	253,000円	372,000円/213,300円
	議員	222,000円	340,000円/192,600円
期末手当	町長	(22年度支給割合) 3.95月分 役職加算15%	
	副町長	町長・副町長は20%減額・教育長は15%減額あり	
	教育長		
	議長 副議長 議員	(22年度支給割合) 3.95月分 役職加算15%	
退職手当		(算定方式)	(支給時期)
	町長	退職時給料月額×48月×0.35×1.15	} 任 期 ご と に 支 給
	副町長	退職時給料月額×48月×0.21×1.15	
	教育長	退職時給料月額×48月×0.20×1.15	

(6) 行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長・参事	18人	15.3%
5級	課長補佐	18人	15.3%
4級	係長・主査	18人	15.3%
3級	主任	52人	44.0%
2級	主事・技師	3人	2.5%
1級	主事補・技師補	9人	7.6%

※上里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務内容とはそれぞれの級に該当する代表的な職務です。

3. 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

上里町		国	
1人あたり平均支給額(22年度) 1,371千円		—	
22年度支給割合		22年度支給割合	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置(有) ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置(有) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(2) 退職手当

(22年度末退職者支給率)

区分	上里町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分

(3) 地域手当

平成22年度に廃止になりました。

6. 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準を実現するため、地方公務員法は、職員に対し、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等の従事制限など、サービス上の強い制限を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

区分	件数
研修を受ける	63件
厚生事業に参加	—
その他任命権者が認めた場合 (心身の健康づくり、人間ドック等)	317件

(3) 営利企業等従事の許可状況

許可件数	許可事例
4件	居住する地域の役員となる場合・国の統計調査に従事する指導員及び調査員・消防団員

※職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています。

7. 職員の研修の状況

(1) 研修の概要

研修体系	コース数	参加人数
児玉郡市広域総合センター研修	11コース	68人
自治人材開発センター関係	3コース	7人

8. 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る町の負担状況

区分	平成22年度決算
共済組合負担金	218,157千円

(2) 公務災害の発生状況

区分	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

9. 公平委員会の業務の状況

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件等の状況

(1) 勤務時間の概要

1週間の勤務時間	平成21年4月1日より 38時間45分(国:38時間45分)
1日の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分まで
休憩時間	午後0時～1時まで

(2) 休暇制度の概要・種類等

休暇の種類	日数	給与
年次有給休暇	1の年につき最高20日間、前年からの繰越分を含めると最高40日間	有給
病気休暇	負傷又は疾病のために療養する必要がある場合に、医師の証明に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられる休暇	有給
特別休暇	出産、忌引、結婚の場合など特別な理由により勤務しないことが相当と認められる18種類の休暇	有給
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり、日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするために勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月以内の必要とする認められる期間	無給
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合に、1の年に20日以内	無給

(3) 年次有給休暇の取得状況

	平成21年度	平成22年度
平均取得日数	10日1時間40分	9日2時間48分

(4) 育児休業の取得状況

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
取得者合計	12人	6人	1人	1人
うち女性	11人	5人	1人	1人
うち男性	1人	1人	—	—

(5) 時間外勤務の状況

第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)	年間 (1人あたり)
6.15時間	4.96時間	6.23時間	7.41時間	74.25時間

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分	免職	降任	休職		降給
			病気	起訴	
—	—	—	1人	—	—

懲戒処分	免職	停職	減給	戒告
—	—	—	—	—

年末年始のごみ収集停止等のお知らせ

◆ごみ収集日程

	12月26日 月	27日 火	28日 水	29日 木	30日 金	31日 土	1月1日 日	2日 月	3日 火	4日 水
可燃ごみ	賀美 長幡	七本木 上里東 神保原		賀美 長幡	七本木 上里東 神保原					
不燃ごみ		賀美								
資源ごみ			七本木 上里東 神保原							

◆小山川クリーンセンターへの搬入

12月30日(金)まで

(受入時間)午前8時40分～正午・午後1時～4時30分

◆リクエスト収集

12月12日(月)・19日(月)・26日(月)

※役場受付は12月22日(木)まで

◆生し尿・浄化槽汚泥の汲み取り

年末は混みますので、汲み取りの予約をお願いします。

<予約先> (有)上里総業【☎33-6776】

○生し尿(12月15日(木)まで)

○浄化槽汚泥(12月10日(土)まで)

問合せ…町民環境課生活環境係【☎35-1221】

余熱利用施設「湯かっこ」の 年末年始の休館日のお知らせ

<休館日> 12月30日(金)～1月2日(月)

※12月29日(木)はプール営業のみ午後6時で終了となります。(プール営業以外は通常どおり営業します。)

※新年は1月3日(火)から営業を開始します。

問合せ…余熱利用施設「湯かっこ」【☎22-8126】

国民年金コーナー No.329

人生の節目には

国民年金の届出を!

20歳から60歳になるまでの40年間は全員が国民年金に加入します。職業などにより、加入種別は3つに分かれます。結婚や就職、転職などにより加入種別が変わるときは届出が必要です。届出の際は、必ず年金手帳を持参してください。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
自営業者など	会社員や公務員など	会社員等の被扶養配偶者

国民年金に入る場合

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者 →市区町村 第3号被保険者 →配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者であった方も同様)	市区町村
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出をする	市区町村
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

国民年金保険料を納める場合

こんなとき	どうする	届出先
口座振替を開始(変更)・辞退	口座振替納付(変更)申出書等を提出する	銀行・郵便局・農協・信用金庫・信用組合・労働金庫・年金事務所
クレジットカード納付を開始(変更)・辞退	クレジットカード納付(変更)申出書等を提出する	年金事務所
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき	免除や若年者納付猶予の申請をする	市区町村
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	市区町村

※届出の内容により届出先が異なりますので、手続きの際には必ず確認してください。

問合せ…熊谷年金事務所(国民年金電話相談センター)【☎048-525-1844】

健康保険課医療年金係【☎35-1221内線1221～1225】